

京都市告示第 6 9 2号

地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 1 項及び京都市会計規則第 4 3 条第 1 項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公金の徴収事務を委託します。

令和 6 年 3 月 2 9 日

京都市長 松井 孝治

- 1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地
社会福祉法人京都総合福祉協会
京都市左京区下鴨北野々神町 2 6 番地 北山ふれあいセンター内
- 2 京都市公金収納受託者に収納（又は徴収）事務を委託した歳入の種類
京都市発達障害者支援センターの施設使用料
- 3 京都市公金収納受託者として指定した日
令和 6 年 3 月 1 1 日
- 4 京都市公金収納受託者へ徴収事務を委託する日
令和 6 年 4 月 1 日

(保健福祉局こころの健康増進センター)